

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：防災の手引き)

当市が作成した防災の手引きによると、当会が立地する市街地地域において、最大3mの浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の60%を超える範囲で0.5m以上の浸水が予想されている。また、工業地域の多くは高台にあることから、浸水の被害はない予想されるが、南部地区や西部地区に立地する事業所については、最大で3mの浸水被害が予想されている。

【過去の水害】

市内の小貝川流域では、これまで数々の水害に見舞われてきた。特に、昭和56年の台風第15号において小貝川が決壊し、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当市では人的被害に加え、住家被害が2,886棟にのぼり、甚大な被害を受けた。

(土砂災害：防災の手引き)

当市が作成した防災の手引きによると、主に高低差が著しい地区の一部で、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。また、その中の一部地域においては大規模製造業が操業している。

(地震：防災の手引き)

当市が作成した防災の手引きには、地震防災マップ作成技術資料（内閣府、平成17年3月）を参考に、関東南部の内陸にまでびているプレート境界で発生する地震と全国どこでもおこりうる直下の地震の被害想定を定めている。

関東南部の内陸にまでびているプレート境界で発生する地震は、今後30年以内に70%、50年以内に90%の確率で発生し、市内全域で震度6弱となることが予想されている。また、全国どこでもおこりうる直下の地震は、いつどこで発生するか予想することが困難で、発生すると市内全域で震度6強となることが予想されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市において多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

- ・宿泊のキャンセル、イベントや会合の休止、外出自粛の動き等により売上が急減する。
- ・海外工場の操業停止、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注を停止せざるを得なくなる。

(その他)

当市は茨城県南部に位置している影響もあり、降雪は少なく年平均1から3回程度で、積雪15センチメートルを超えることは少ない。一方、夏は猛暑日になることも多い。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2,491人
- ・小規模事業者数 1,772人

【商工業者数の業種別内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	244	231	地域内に広く分散
製造業	191	134	//
卸・小売業	634	405	//
飲食店・宿泊業	313	197	//
サービス業	451	363	//
その他	658	442	//
合計	2,491	1,772	

出典：平成28年経済センサス活動調査

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定、龍ヶ崎市防災会議による防災計画の推進
- ・防災の手引き作成/配布
- ・総合防災訓練、地域防災訓練等の実施
- ・避難地・避難所の指定
- ・防災無線等による情報伝達体制の構築、防災用資機材の設置及び分散備蓄
- ・自主防災組織及び自主防災連絡協議会の組織
- ・自主防災組織の活性化と住民の防災意識啓発を目的とした市政出前講座の開催
- ・自主防災組織への防災資機材購入等に係る助成
- ・災害時協力協定、相互応援協定の締結

<感染症対策関係>

- ・龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症に伴う事業者支援策（協力金、補助金、支援金等）
- ・「龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部」の設置、運営及びこれに沿った各種対策の実施
- ・「龍ヶ崎市感染症対策委員会」の開催

2) 当会の取組

(自然災害)

○事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）に関する国の施策の周知

- ・中小企業庁作成の小冊子やパンフレットを配布し、施策内容の周知を図っている。

○事業者BCP（事業継続力強化計画）策定セミナーの開催

- ・専門家を講師としてセミナー及び個別指導を実施し、管内事業所のBCP計画策定

支援を行っている。

○防災意識の啓蒙

- ・龍ヶ崎市が作成した洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップを掲示し、防災についての意識向上を図っている。

○防災訓練への参加及び協力

- ・発災時の対応について、龍ヶ崎市が実施する防災訓練等に参加している。

(感染症)

○相談窓口の設置

- ・資金調達や持続化補助金、持続化給付金、各種支援金への対応など関連する施策の情報提供や申請補助を行っている。

○個別融資相談会

- ・感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者等を対象に、日本政策金融公庫と連携し個別融資相談会を開催している。

○影響調査の実施

- ・会員事業所を対象に、感染症による企業活動への影響についてアンケート調査を実施している。

○イベントの中止・延期

- ・毎月第1日曜日を開催しているバザーイベント「まいんバザール」について、国・県の行動制限要請に応じて中止又は延期し、感染拡大防止に協力している。

II 課題

(商工会の課題)

○龍ヶ崎市との具体的な協力体制や、発災時の対応マニュアルが整備されていない。

○緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員がいないため、危機管理に関する情報収集力や防災意識も低く、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育できていない。

○感染症対策においては、地区内事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性などの周知が不足している。

○感染症リスクを考慮したオンラインシステム（遠隔会議、テレワーク等）の仕組みが確立されていない。

(事業者の課題)

○小規模な事業者が多く、BCPへの関心や取組む意識が低いため事業者BCPの

策定が進んでおらず、防災・減災・復旧の対策が不十分である。

○事業計画策定支援や販路開拓支援を中心に行っているため、BCPに関する支援の比重が低く支援のスキルが不充分で策定支援の体制が整っていない。

○感染症拡大による一斉休業や営業停止のリスクに対応した体制が構築されていない。

III 目標

○地区内小規模事業者に対し自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに事前の計画策定等を支援する。

➢事業継続力強化計画認定 3社/年。

○発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。

○発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また感染症発生時には域内において速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○事務所内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに対応できる体制を構築する。

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

○当市と協定書を結び、多発する自然災害の発災時や感染症発生時に混乱なく速やかな応急対策等に取組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

○巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

○会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

○新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

○事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

○小規模事業者に対し、事業者BCP策定による実効性のある取組みの推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、下記事業を行う。

➢小規模事業者を対象としたBCP策定セミナー（年1回開催）

➢小規模事業者を対象とした専門家派遣・個別相談会（隨時）

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会は、令和4年度に事業継続計画（BCP）を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

○損害保険会社等と連携し、普及啓発セミナーや損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進等を実施する。

○感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も

実施する。

○関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

○小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

○事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し隨時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。

○（仮称）龍ヶ崎市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

○避難訓練、安否確認訓練、事業継続に係るバックアップの手順を確認する。

○自然災害（震度5強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

○発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

SNS等を活用して本会職員間での安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

○当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。等。

○職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

○大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

3) 被害情報の共有

○本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

■感染症の世界的な大流行（パンデミック）

感染症の世界的な大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

○発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

○当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
○当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

○当市と当会は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

4) 被害情報の報告

○当市と当会で情報を共有した上で、当市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

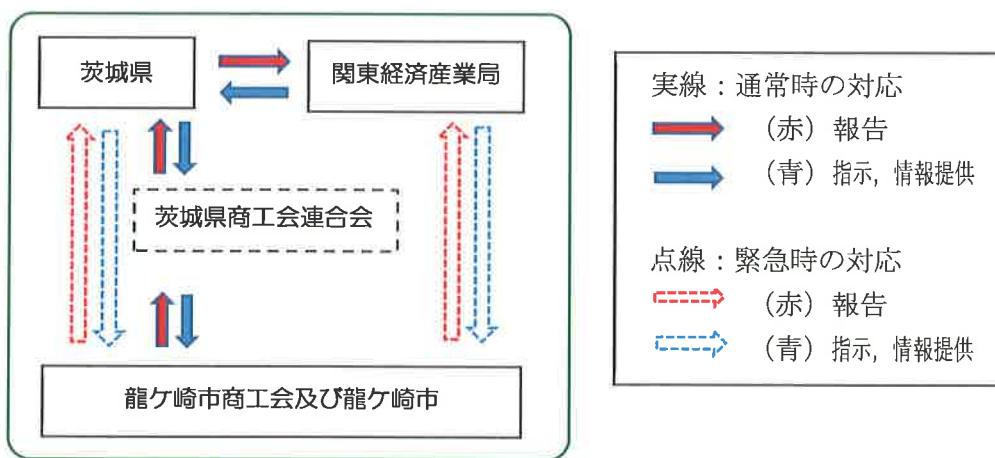
○自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

○二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。

○当会と当市は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

○当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当市より茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(被害状況様式)

This is a sample form for reporting damage situations (被害状況様式). It includes sections for basic information, specific damage details, and a grid for detailed itemized reporting.

Top section: Basic information (Basic information), Specific damage (Specific damage), Summary (Summary).

Bottom section: Itemized reporting grid (Itemized reporting grid).

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- 相談窓口の開設方法について、龍ヶ崎市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- 茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
 - 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。
- ※ その他
- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表2)

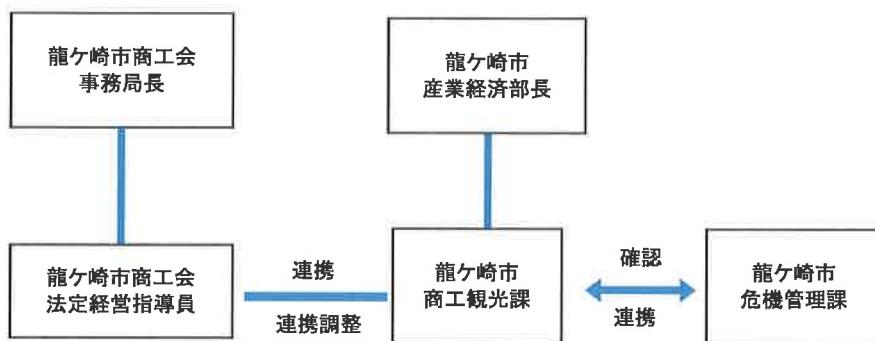
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年12月現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 宇津木修一（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

○本計画の具体的な取組の企画や実行

○本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

龍ヶ崎市商工会

〒301-0012 茨城県龍ヶ崎市上町 4264-1

TEL : 0297-62-1444 / FAX : 0297-64-0645

E-mail : ryunet@ryugasaki.or.jp

②関係市町村

龍ヶ崎市 産業經濟部商工觀光課

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地

TEL : 0297-64-1111 / FAX : 0297-60-1584

E-mail : syouko@city.ryugasaki.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	430	430	430	430	430
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・協議会運営費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費・手数料収入、龍ヶ崎市補助金、茨城県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等